30障第716号

平成31年（2019年）３月４日

指定障害児通所支援事業所の長　様

長野県健康福祉部障がい者支援課長

児童虐待防止のための指定障害児通所支援事業所と市町村・児童相談所の

連携について（通知）

標記の件については、「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年２月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）及び「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年２月28日付け内閣府子ども・子育て本部統括官、文部科学省初等中等教育局長、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局障害保健福祉部長連名通知）（以下、「両通知」という。）において、指定障害児通所支援事業所は、市町村の児童虐待担当部署又は児童相談所へ児童虐待防止に係る資料及び情報の提供を行う施設のひとつとして定められました。

これらにより、**指定障害児通所支援事業所は、虐待が疑われる幼児児童生徒等の状況について、市町村の児童虐待担当部署又は児童相談所から定期的な情報提供の依頼を受けた場合には、おおむね１か月に１回を標準とし情報提供を行う**こととなります。

ついては、両通知についてご了知いただくとともに、特に、**市町村の児童虐待担当部署又は児童相談所から幼児児童生徒等の状況についての定期的な情報提供の依頼があった場合には、これらに対する情報提供や、関係機関との連携にご協力いただきますようお願いします**。

なお両通知において、指定障害児通所支援事業所が、市町村又は児童相談所から依頼を受け定期的に情報提供を行う対象者の範囲は、原則として当該事業所をほぼ毎日利用している幼児児童生徒等が想定されていますが、利用頻度が低い又は利用が不定期の幼児児童生徒等の取扱いについては、別添「障害児通所支援事業所における緊急時の対応について」（平成31年２月28日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）をご参照下さい。

長野県健康福祉部障がい者支援課

（課長）浅岡　龍光　　（担当）栗原　悠

電話直通　　026-235-7149

FAX　　　　026-234-2369

E-mail：shogai-shien@pref.nagano.lg.jp